

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

公 印 管 理 規 程

(趣 旨)

第 1 条 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の公印の保管、使用その他公印につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の名称、寸法、書体、保管責任者、用途及び個数は別表第 1、公印のひな型は別表第 2 のとおりとする。

(公印の保管)

第 3 条 公印の保管は、本会会長の命を受けた保管責任者が行うものとする。

(保管責任者の任務)

第 4 条 保管責任者は、公印を常に堅固な容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない日にあつては保管場所を定め嚴重に保管しなければならない。

2 保管責任者に事故あるときは、保管責任者があらかじめ指定した職員が職務を代理する。

(公印台帳)

第 5 条 保管責任者は、公印台帳（様式第 1 号）を備え、公印に関して必要な事項を登載し、整理して公印の管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第 6 条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、会長の決裁を得なければならない。

2 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、公印新調（改刻、廃止）届（様式第 2 号）により事務局長に届け出なければならない。

3 公印を新調し、改刻し、又は廃止があつたときに、保管責任者はその旨を公示しなければならない。

4 保管責任者は、改刻又は廃止により不要となつた公印を事務局長に引き継がなければならない。

5 事務局長は、前項の規定により引継ぎを受けた公印を焼却等の方法により廃棄するものとする。

(公印の刷り込み)

第7条 公印は、特に必要があるときは、押印に代えてその印影を印刷することができる。

(印刷の拡大縮小)

第8条 前条第1項の場合において、必要があるときは、当該印刷を拡大又は縮小することができる。

(公印の事故届)

第9条 保管責任者は、公印に関し、紛失、盗難、その他の事故が生じたときは、公印事故届(様式第3号)により会長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第10条 公印を使用するときは、押印すべき文書及び当該文書に係る決裁文書又は証拠書類(以下「決裁文書等」という。)を保管責任者に提示して、使用の承認を得なければならない。

2 公印の使用の請求があったときは、保管責任者は決裁文書等を照合し、押印を承認したときは、決裁文書等に認印しなければならない。

(その他)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

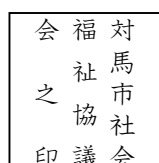
- 1 この規程は平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成31年4月1日より改正実施する。
- 3 この規程は令和3年4月1日から改正実施する。

別表第1（第2条関係）

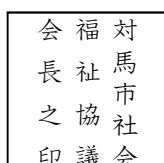
番号	名称	寸法 (mm)	書体	保管責任者	用途	個数
1	会印	方21	隸書縦書	事務局長	登記関係用	1
2	会長印	方18	隸書縦書	事務局長	一般文書・出納用	1
3	会長印	方30	隸書縦書	事務局長	賞状用	1
4	支所会長印	方21	隸書横書	支所長	一般文書・出納用	3
5	事務局長印	方18	隸書縦書	事務局長	一般文書用	1
6	支所長印	方18	隸書縦書	支所長	一般文書用	3

別表第2（第2条関係）

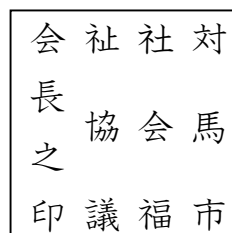
1



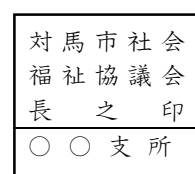
2



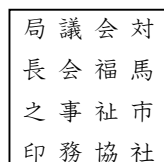
3



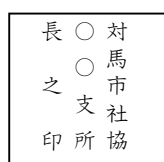
4



5



6



様式第1号（第5条関係）

公 印 台 帳

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

公印名			公印番号	
印 影			書 体	隸 書
			寸 法	
			新 調	年 月 日
			改 刻	
			廃 止	
			廃止理由	摩 減・職制変更 その他（ ）
用 途				
保 管 責 任 者	所 属 名			
	職 名			
	氏 名			
公 印 取 扱 者	所 属 名			
	職 名			
	氏 名			
返 納 年 月 日	年 月 日			
備 考				

様式第2号（第6条関係）

公印の新調（改刻・廃棄）届

年 月 日

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会長 様

保管責任者職名

氏名

公印に関する規程第6条の規定に基づき、公印の新調（改刻・廃棄）を、
下記のとおり届け出します。

記

公 印 の 名 称	
書 体 及 び 寸 法	
新調（改刻・廃止） 年 月 日	
使用開始年月日	
理 由	
印 影	

様式第3号（第9条関係）

公 印 事 故 届

年 月 日

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会長 様

保管責任者職名

氏名

公印に関する規程第9条の規定に基づき、公印事故を下記のとおり届け出します。

記

公 印 の 名 称	
書 体 及 び 寸 法	
事 故 発 生 年 月 日	
事 故 の 内 容	
事 故 発 生 後 の 処 理	
備 考	